

研究ノート

近世知多地方の雨乞い
—— 知多郡小鈴ヶ谷村の事例 ——

松 下 孜

日本福祉大学 子ども発達学部

A Ritual for Rain in the Chita District in the Contemporary History

Tsutomu MATSUSHITA

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Key Words : 雨乞い, 旱魃, 多度神社, 氏神, 小鈴ヶ谷村, 鈴溪資料館

はじめに

近世の雨乞いについては、すでに主として民俗学研究者の手により多数発表されている。近年発刊された愛知県の県・市・町史(誌)には、雨乞いに関する記述がみられる。知多郡で発刊された市・町史(誌)の雨乞いについては、すでに言及した⁽¹⁾。知多郡で共通していたの

は、明治時代以降の雨乞いに関しては詳しいが、近世については不十分なことであった。雨乞い研究に優れた論文を多数発表してきたのは、民俗学研究者の高谷重夫氏である。それらの論文を集め、集大成した著書が『雨乞い習俗の研究』(高谷重夫著 法政大学出版局)である⁽²⁾。そこには、雨乞い習俗について古代から近、現代にいたる研究が数多くの事例をあげて示され、それについての深い考察が述べられている。近世の雨乞いについては、各地の事例が示され、地域ごとに異なった習俗があることが明らかになっている。したがって、これから小鈴ヶ谷村(現・常滑市小鈴ヶ谷、以下同)の雨乞いをみていくが、この地域の近世の雨乞いの様子や特徴を明らかにすることが目的である。

これから小鈴ヶ谷村の近世文書を用いて雨乞いを追究する。小鈴ヶ谷村の近世文書は、すべて鈴溪資料館(常滑市小鈴ヶ谷)の鈴溪学術財団所有文書を使用した。鈴溪資料館は、広く一般市民に解放されており、その規則さえ守れば誰でも古文書の閲覧が出来る⁽³⁾。鈴溪学術財団所有文書は、すでに聖心女子大学史学研究室の手で学



写真1 鈴溪資料館(常滑市小鈴ヶ谷)
(平成23年 筆者撮影)

術的に分類・整理され、文書目録も上巻・下巻の二冊が出版されている⁽⁴⁾。今回、雨乞い関係が記された古文書をできるだけ探るようにしたが、その量があまりに多いため見逃していることもあるであろう。小鈴ヶ谷村の雨乞いについての研究の第一歩としたい。また、将来的には、知多地方全体の近世の雨乞いについて追究したいと考えているので、その一画が、今回の研究ノートである。

1 近世の小鈴ヶ谷村

近世の小鈴ヶ谷村の雨乞いについてみていくのだが、まず小鈴ヶ谷村の様子を雨乞いに関係する事項を中心にしてみようことにする。小鈴ヶ谷村の様子を大きくつかむことができるのは『寛文村々覚書』（『名古屋叢書続編 第三巻』所収）と『尾張徇行記』（『名古屋叢書続編 第八巻』所収）である⁽⁵⁾。それらをもとに一覧表にしたのが『資料1 小鈴ヶ谷村の村況』（以下「資料1」とする）である。以下、「資料1」をもとに近世の小鈴ヶ谷村についてみていくことにする。

寛文年代（1670頃）の小鈴ヶ谷村は、村高264石余、家数41軒、人数202人の小さな村であった。田畑17町9反余（田14町7反余・畑3町1反余）であり、多くの村民は農業で生計をたてていた。田畑は丘と丘の谷合いに細長く伸びており、周囲に灌漑用の溜池が築造されていた。海沿いにある村なので、猟船4艘、網5帖があり、漁にたずさわって生計を営む村民もいた。集落は、海沿いの平地と海側に沿った小高い丘の上に集まっていた⁽⁶⁾。近世の初めころの小鈴ヶ谷村はとても豊かとはいえず、知多半島の丘陵の間の貧村であった。小鈴ヶ谷村は、寛文年代からほぼ65年後の享保18年（1733）に次のように三通の願書を出し窮状を訴え、尾張藩の救済を願っている。

乍恐奉願御訴訟之御事

一知多郡小鈴ヶ谷村百姓家数七拾二軒之内、四拾五軒人数百八拾三人獵師共迄ニ御座候、右之者共連々村々困窮仕候間、禿レ百姓御座候、殊に獵師共近年打続透と獵不仕、当村夫食ニ差詰り及飢死、冬より段々飢死仕三人御座候ニ付迷惑至極ニ奉存、残り之者共も追々飢死可仕哉と気毒千万ニ奉存候間、哀レ御慈悲之上右飢人共ニ夫食被下候ハ、飢人力付相續可仕と奉存候、右御願申上候通御助ケ被下候ハ、難有可奉存候、以上

丑正月廿日

庄屋
組頭

安坂才右衛門様

「元文四年 享保八年卯年より先年御願書留帳」（鈴溪学術財団所有文書）

乍恐奉願御事

知多郡

一高貳百六拾四石八斗五升壹合

小鈴ヶ谷村

家数 七拾二軒

内 四拾二軒 獵師百姓
三拾軒 高持百姓

当村之儀近年殊之外困窮仕、御納所御役銀等年々指支申候へ共、方々借賄を以去ル年迄御定之皆済仕候、然所去ル子年田方虫付御見分之外取実相違仕故力、御物成之内御米貳拾四石御未進ニ罷成候、当春へ至段々吟味之上取立之工夫仕候得共、全体夫食無御座当村及渴命ニ罷在候得ハ、取立之方便一向無御座候、依之未進負之者とも禿シ取立可申と奉存候得共、全体少分之百姓拾四五軒程禿百姓ニ罷成候而者、右之地方散田罷成残百姓弥困窮相増相續難仕御座候、依之御願申上候ハ、右残米貳拾四石ハ当秋出来米迄御指延シ被遊被下候様ニ奉願候、然共御指延シ之儀難成御座候ハ、右米相済候員数利安之御金拝借仕度奉存候間、右之趣被為聞召分、哀御慈悲ニ奉願候、両品之内何連へとも御了簡を以被 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

享保十八年丑二月

庄屋

丑二月

久左衛門

与頭

平左衛門

安坂才右衛門様

「元文四年 享保八年卯年より先年御願書留帳」（鈴溪学術財団所有文書）

乍恐奉願御事

知多郡

一高貳百六拾四石八斗五升壹合

小鈴ヶ谷村

家数 七拾二軒

内 四拾二軒 無高獵師百姓
三拾軒 高持百姓

右者去子年御未進米貳拾四石，連々村方困窮仕，其上当春夫食無御座及渴候百姓之儀ニ御座候へハ、指上可申方便無御座候間，当秋出来米ニ而も御拝借ニ而も被仰付被下候ハ、右百姓共相続可仕と奉存候，只今取立指上申候へ者，三拾軒之内拾四五軒程禿百姓ニ罷成，迷惑至極奉存候，惣百姓困窮之儀ニ御座候へハ、右禿百姓田畑散田罷成申候へハ、何レ之村とハ違ひ土地悪敷，ねば土ニ而大分人足懸り，其上旱損所之場所ニ御座候へ者，残百姓作致儀も無覚束迷惑至極奉存候間，右両様之内何レ成共御勘弁之上，村方相続仕候様ニ被仰付被下候ハ、相（惣）百姓難有可奉存候，以上

享保十八年

庄屋

丑ノ二月

久左衛門

安坂才右衛門様

「元文四年 享保八年卯年より先年御願書留帳」（鈴漢学術財団所有文書）

寛文年代には、41軒であった戸数は、享保18年には72軒に増加している。しかし、その内42軒182人は無高の獵（漁）師と百姓である。また、獵師は專業獵師もあったであろうが半農半漁の生計をたてているとも考えられる。いずれにせよ無高であるので、生活が困難な村民と考えられる。願書によりこの冬に三人の飢死者を出し、このままではまだ飢死者が出る恐れがあるので夫食の手当てを願ったことが分かる。では、こうしたなか、前年は田方が虫付で不作となり年貢を納めることができない年貢未進が発生した。年貢未進の額は24石であり、この未進は、早く納めなければならないのだが、年貢が納められないほどの困窮者であるので、その日の食にも困っている。そこで、この年の秋作を待って納めるか、藩よりの拝借金をして納めるか、どちらかでお願したいというのである。では、すぐに年貢未進の分を取り立てると、年貢未進者の30軒の内14～5軒の百姓が禿（つぶれ）百姓となり田畑は散田となってしまう。また、この村の田はほかの村とは違い土地柄が悪く、ねば土が多く、手入れするにも人足が多く懸り、その上旱損の場所であるので、残りの百姓の耕作にも困ることになる。このように、村の困窮を訴え、藩の救済を願ったのである。

この窮状は翌年も変わらなかったと見え、次のように藩の救済を願っている。

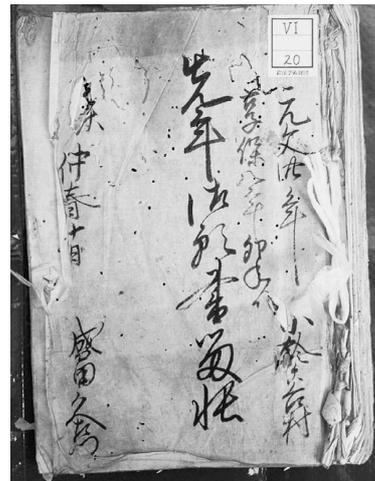


写真2 「先年御願書留帳」

乍恐奉願夫食御訴訟御事

一知多郡小鈴ヶ谷村百姓家数七拾貳軒之内四十六軒・人数百七拾七人，近年悪年打続困窮仕，其故獵師共透と獵不仕候故，内力弱り夫食迎恐仕候ニ付，去ル丑之春御願申上夫食被下置難有以御慈悲を身命相繼申候所ニ，去丑之年麦作夏作不作同様ニ而悪年ニ付，又候夫食ニ指詰り渡世送り兼，及飢至極難儀仕候，尤乞食仕候得共世上困窮仕候得ハ，別而難儀仕及飢一日送り兼候者共人数別帳ニ指出申候，哀御慈悲之上夫食被為 仰付御助被下候ハ、難有可奉存候，以上

享保十九年

右村庄屋 久左衛門

寅二月

同 与頭 助三郎

同断 惣助

安坂才右衛門様

「元文四年 享保八年卯年より先年御願書留帳」（鈴漢学術財団所有文書）

この年は、小鈴ヶ谷村72軒の内46軒177人が、近年悪年が続いたので困窮している。それ故獵師も漁をせず、村の力も弱まったが、昨年春には夫食の手当てを受け身命をつなぐことができた。ところが昨年の麦作や夏作が不作となり再び夫食にもさし詰まり、世を送りかねている。なかには乞食となるも立ちゆかず困窮におちいっている。ここに飢えのため、一日を送りかねる者の人数を別の帳面に載せ差し出すので、哀れと思ひ藩よりの夫食をいただきたいと藩からの救済を願ったのである。

藩もこうした窮状を見かねたのであろう、翌享保二十

年に次のように拝借金を与えている。

借用申金子之事

合小判貳拾四両也 但シ利足壹ケ月壹両ニ銀七分五厘

右ハ当卯年御年貢ニ迷惑仕、右之金子借用仕年貢ニ指上ケ申所実証也、返済之儀ハ当十月上旬ニ元利共急度返済可仕候、為後日借用手形仍如件

享保二十年卯十二月

知多郡小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門「末梢（印）」

同村組頭

助三郎「末梢（印）」

右之金子極之通相済を可申候、以上

安坂才右衛門代

岡本幸右衛門「末梢（印）」

同

服部丹蔵「末梢（印）」

同

伊藤里平「末梢（印）」

同

菱田平兵衛「末梢（印）」

「借用申金子之事」（鈴溪学術財団所有文書）

藩からの救済というものの、24両を貸して未進の年貢を納入させ、返済には利子を取るのであるから、村方の窮状の改善にはならず、一時しのぎの救済であろう。

獵（漁）師も不漁の年は、厳しい現実が待ち受けていることを示す次の史料がある。

乍恐奉願御訴訟之御事

一知多郡小鈴ヶ谷村百姓近年困窮仕、其故浦方獵師共当春獵無御座候ニ付及餓死、身命相続可仕方便無御座候ニ附、当正月より夫食御願申上候得共相叶不申、百姓中及難儀者故、先月より当月迄ニ人数十壹人餓死仕申候、前々御願申上候通哀御慈悲ニ夫食被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、已上

正徳五歳

小鈴ヶ谷村

未ノ三月十一日

庄屋

太田庄左衛門様

「元文四年 享保八年卯年より先年御願書留帳」（鈴溪学術財団所有文書）

この年は前年に不作と不漁が重なり正月には、困窮者の名簿を差し出し藩に夫食手当てを願っている。しかし、その願いは叶わず夫食が手当てされなかった。ついにこの二月から三月中頃迄に、獵師・百姓11人が餓死するに至ったのである。そこで、再度の夫食手当てを藩に願ったのである。

このように寛文年代から正徳年代の頃の鈴ヶ谷村は、自然災害におびやかされ、時には餓死者を出すほどの村況であったのである。

自然災害に弱いこの村の有り様は幕末まで変わらなかつたようで、しばしば藩に救済を願っている。

乍恐奉願上候御事

当村田方之儀、先達而御達申上候通、大風永雨ニ而立毛大痛ニ相成候所、一昨十七日大風雨ニ而田方一面ニ打込不残水付ニ相成申候、此節実入最中之時節ニ候へ者、別而取実ニ相障り迷惑至極ニ奉存候付、乍恐此段厚御勘考被成下置、御救免被 仰付被下置候様奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

卯九月十九日

小鈴ヶ谷村庄屋

太助（印）

与頭

清兵衛（印）

齊藤弥平様

「文化四年 諸願諸達留」（鈴溪学術財団所有文書）

文化4年（1807）9月17日の大風雨により、田方が一面冠水した。丁度稲が実る時期に当たり収穫に悪影響があるはずである。そこで藩に救免（年貢率の引き下げ）を願い出たのである。

乍恐奉願上候御事

一高式百六拾四石八斗五升壹合 小鈴ヶ谷村
右当村之儀追々困窮罷成候処、別而去夏虫付、其後大風雨ニ而御定免難相勤、御見立奉願上候処、御見立ニ而ハ取入も延引相成候段御利解被仰聞候ニ付、御定免持堪御上納仕候処、取実之儀前頭申上候通大相違ニ而追々御歎申上候儀ニ御座候、付而者当春夫食肥金等之手当も無御座、麦作取入迄難取続難洩至極ニ奉存候、近頃恐多ク御儀ニ御座候得共、御救金

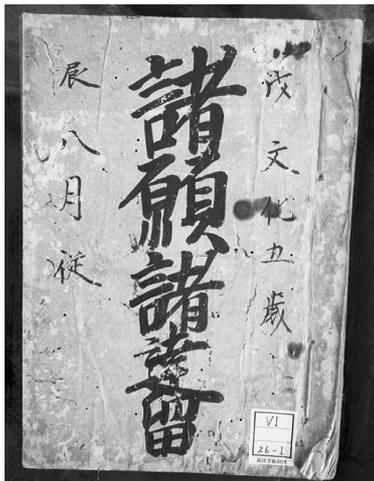


写真3「文化五年 諸願諸達留」

として金式拾五両被下置候様奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上
巳正月 右村庄屋

権六

組頭

助三郎

同断

忠兵衛

長坂小七郎様

御役所

「文化五年 諸願諸達留」(鈴濙学術財団
所有文書)

文化5(1808)年も、田方に虫が付いたり大風雨があったりと被害が出たので定免を改め見立免を願ったが、聞き入れられず定免のままの年貢を納めた。しかし、実際に収穫してみると取実(収穫)が少なく、この春の夫食や肥料のお金に困っている。そこで御救金として25両を下さることを願ったのである。慶応2年(1866)にも次の願書を提出している。

乍恐奉願上候御事

御本田

高式百六拾四石八斗五升壹合

一田方拾四町余

小鈴ヶ谷村

当年田方之儀、去月七日夜大風雨差障候趣、其節不取敢御達奉申上候得共、其後日和打続候ハ、暫ハ見直可申哉ニ奉存候処、引続冷氣曇天勝故、其節風損

之分ハ其儘枯込、尚又晩稻之分も穂先出拔兼、随而実入方甚衰へ込、此姿ニ而ハ逆も御定免難相堪、一同苦心罷在候、右者不容易御時節柄誠恐多御願ニハ御座候得共、何卒当年之儀者各別之御憐愛を以御見立免ニ被 仰付被下置候様奉願上候、(中略)

寅九月

右村庄屋

九兵衛

与頭

善右衛門

同

清八

頭百姓

理右衛門

奥田伝蔵様

御陣屋

「慶応二年 諸願達之留」(鈴濙学術財団
所有文書)

「慶応2年は、8月7日に大風雨があり被害が出たことをお達しました。その後、天候がよくなれば作柄も回復すると思われたのですが冷氣曇天であり、風損の分は枯れてしまいました。晩稻も穂が育たず収穫が衰えています。このように不作が予想されますので、定免を改め見立免をお願いしたい」と願い出て、年貢率の引き下げを図ったのである。8月7日という日付を見れば、この大風雨は台風の可能性が強い。このように、近世の小鈴ヶ谷村は自然の災害をしばしば蒙っていたのである。しかしながら、正徳年間以降、餓死者を出したという記録はないので、困窮者への救済の手は延べられたのである⁽⁷⁾。

文化年代(1804~17)の村況が分かる『尾張御行記』(前掲書)によれば、村高は変化することなく、新田開発もわずかで、山方見取等が少し増えているのみである。戸数は82軒・人数407人と寛文年代よりほぼ倍増しているが、すでに享保年代に戸数は72軒であったので、それ以後の増加はゆるやかであったことがわかる。寛文年代と一番大きな違いは、村内に酒屋(酒造屋)が三軒でき土蔵が建ち並んだことであろう。「諸商売書上帳」(「寛政七年 諸願達之留」(鈴濙学術財団所有文書))によれば、酒造業3軒・飴菓子等販売2軒・糖古鉄の振売1軒があり、商業の発展の様子がみられる。

また、幕末に至っても漁業や廻船業が行われている。

「知多郡小鈴ヶ谷村持船」(「文化五年 諸願諸達留」(鈴溪学術財団所有文書))によれば、7石入の渡海漁船16艘、60石入の不知波船1艘があることがわかる。

近世の小鈴ヶ谷村は、農村部は大きな発展がみられず、自然災害を受けやすい村で、過剰な人口をかかえて厳しい生活を余儀なくされた。一方、海岸沿いの平地には、酒造業が発展し、その他の商人も生まれ、商業活動が活発になっていった。

2 小鈴ヶ谷村の旱魃被害

雨乞いは旱魃に襲われた時、降雨を願って掛けられる。近世の小鈴ヶ谷村では、どのような旱魃被害があったのであろうか。残されている史料はそんなに多くないができるだけ明らかにしていく。元禄12年(1699)小鈴ヶ谷村は、旱魃に襲われ次のように記している。

覚

一田方拾四町七反八畝貳歩 小鈴ヶ谷村

内

拾町程 当月七八日より拾日時分迄水可有御座候

貳町同 黒わけひつき

貳町七反八畝貳歩 白われ

一畑方三町貳反五畝拾七歩 夏毛大痛

一大小雨池拾ヶ所

内

沢池水 三合

久連廻間池水 三合

細谷池水 貳合

残テ雨池七ヶ所水 七月切れニ水不御座候

右之通相違無御座候

卯八月四日

小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門

沢田利兵衛様 廻り時

「元禄十一年 御公儀様御触御用留帳」

(鈴溪学術財団所有文書)

この年の旱魃は、田方14町余の内2町程が「黒わけひつき」⁽⁸⁾、2町7反余が「白われ」という被害を受けた。また、畑方3町7反余の全部が「夏毛大痛」となったことが分かる。池水も10ヶ所の内、7ヶ所はすべて水を使い切り、残り3ヶ所も「2合~3合(2割~3割)」し

か水が残っていないという有様であった。

享保3年(1718)も、旱魃に襲われている。

覚

一田方拾四町七反八畝貳歩

内

三町五反歩よ 日損白われ 大痛

七町よ 日損 中痛

一畑方三町貳反五畝拾七歩

内

貳町余 日損大痛

壹町よ 同断中痛

右之通日損ニ而大分痛申候ニ付、御注進申上候、雨池

水不残無御座候、以上

戌六月廿五日

知多郡小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門

堀茂兵衛様

「覚(旱損書上)」(鈴溪学術財団所有文書)

この年は、田方の内、約24%が大痛、約48%が中痛、畑方の内、約53%が大痛、約26%が中痛と旱魃の被害を受けている。

享保9年(1724)に、知多地方は大旱魃に襲われた⁽⁹⁾。小鈴ヶ谷村もひどい被害が出たようで次のような史料が残されている。

覚

畑方本田御山方共ニ、夏作旱損大痛

田方十四町七反八畝貳歩

内

田七町よ 白われ 大痛

田壹町壹反歩よ 苗枯無作大痛

田六町よ 黒われ中痛

右之通旱損痛申候ニ付、乍恐御注進奉申上候、池水

之儀不残仕舞、池壹ヶ所も水無御座候、以上

辰五月廿三日

久左衛門

儀右衛門

間宮甚五左衛門様

「享保九年 御触状留帳」(鈴溪学術財団

所有文書)

5月23日という日付は旧暦なので、普通の年ならば、田植えがほぼ終了していてもおかしくない。それが、田の約48%が「白われ 大痛」、約8%が「苗枯無作大痛」、約41%が「黒われ中痛」である。つまり小鈴ヶ谷村の田方のほぼ6割が「大痛」、4割が「中痛」の被害が出たということである。この日までに雨池の水はすべて使い切っている。また、山方の畑も大きな被害を出している。

御山方見取

一畑寺町九反九畝廿五歩

内

七反よ ひへ枯大痛

寺町よ 夏大豆七八分ほと枯。残大痛

式反歩よ 夏作色々大痛

右之通田面付、少も相違無御座候、以上

辰六月

小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門

儀右衛門

岡本幸右衛門様

沢田理助様

「享保九年 御触状留帳」(鈴溪学術財団
所有文書)

これによれば、山方見取畑の作物はほぼ全滅したのであろう。作物は、ひへ(稗)・夏大豆など救荒作物に利用可能の作物だった。この年は田方・畑ともにひどい被害が出ていたことが分かる。この窮状に対して小鈴ヶ谷村は次の願書を提出している。

乍恐奉願御事

一知多郡小鈴ヶ谷村田畑当夏中旱損ニ而夏作無御座候ニ付、昨今より夫食ニ迷惑仕候、田方之儀、早稲・晩田共ニ種無御座候立毛ニ而御座候間、五ケ年之内御定免ニ御座候へ共、当年之儀ハ御見立御免相ニ被仰付被下候様奉願候、其上夏作・早稲・晩田初種之儀、披 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上
享保九辰七月七日

右村庄屋 久左衛門

組頭 八左衛門

同断 平左衛門

間宮甚五左衛門様

「享保八年卯年より先年御願書留帳」(鈴
溪学術財団所有文書)

小鈴ヶ谷村では、早魃により田畑がひどい損害を受け、五ヶ年の定免での年貢納入が出来ないので、見立免を願っている。見立免というのは、検見が実施され収穫量により免(年貢率)を決定することである。検見が実施されたならば、被害の大きさが分かり免は低くなるはずである。これにより年貢率の引き下げを図ったのであろう。また、来年度用の種物の手配も願っている。それほどひどい早魃であったことが分かる。さらに次の願書も提出している。

奉願御事

一当村之儀、連々困窮仕候処、当夏大旱損ニ付、田畑共ニかい婦(皆腐)同前ニ罷成、御役金并鋤・鎌・こやし代共ニ方々借用仕罷有候処ニ、返済仕候方便も無御座候、殊ニ当暮御年貢御皆済等も差支可申と迷惑至極ニ奉存候、前々御未進御役金ニ高利之金子借用仕、御皆済仕候へ共、此金子共ニ返済之儀も難成、至極難儀仕候、依之利安之御金百両拾ヶ年符御拝借仕度奉願候、左候ハ、右御年貢御役金等も差上、其外高利之金子・鋤代等も少々返済仕候ハ、百姓中も相續可仕と奉存候、右願通被為聞召分哀御慈悲ニ相叶申候様ニ被為仰付被下候ハ、惣百姓中至極難有可奉存候、以上

享保九年辰十月

小鈴ヶ谷村庄屋

組頭

「享保八年卯年より先年御願書留帳」(鈴
溪学術財団所有文書)

「この夏の大旱損により、田畑共に皆腐同様になったため、御役金(堤銀や伝馬銀などの小物成)や鋤・鎌・こやし代の費用が払えず方々に借金をしたが、返済の仕方もなく、この暮の年貢の皆済が出来てであろうかと心配している。また、これまでに年貢未進のため高利の金子を借用しているがこの返済もできなく難儀している。そこで、利安のお金百両を拾ヶ年賦で拝借をお願いします。そうすれば御年貢や御役金も差し上げることができ、高利の金子や鋤代など少しは支払うことができ

す。」と金百両の拝借を願い出ている。それほど、旱魃により生活が困窮したのである。さらに、年末には、次の願書も提出している。

乍恐奉願御事

一知多郡小鈴ヶ谷村、田方拾四町余之所、当夏早損ニ付土地外之村々とハ違、真土ねばニ御座候故、田方不残日割ニテ水持不申、迷惑至極奉存候、田方早損われ口四五寸程宛深く三四尺通しわれ申候ニ付、池水懸ケ申候而も田より三四尺も下夕通川筋水出申候間、田畑へハ水見得不申、田方不残右之通ニ御座候、日割へ埋土等百姓自分ニ普請可仕方便無御座候間、迷惑至極ニ奉存候、右田方之儀あせきわニ而巾巻間程ツ、三四程堀上ケ、下より段々と打かため、つき上ケ申候得ハ水持候儀ニ而御座候、此通普請仕候得ハ年々壱人ニ而作仕候田方三人程増シ手間不仕候而ハ、来年田方水持申候様ニ難成、迷惑至極ニ奉存候、連々困窮之百姓之儀候、其故当年之早損ニ付、当分夫食ニ迷惑仕儀ニ御座候間、右田方不残之儀ハ百姓自分ニ普請仕候儀難成奉存候、左候へ者御見分無御座候而ハ、来年田方早損仕儀ニ御座候間、末々百姓取続申様ニ哀御慈悲ヲ以被為聞召分ケ、来春御見分被 仰付被下候ハ、惣百姓中難有可奉存候、以上
享保九辰十二月

右村庄屋

久左衛門

組頭

八左衛門

同断

平左衛門

「享保八年卯年より先年御願書留帳」(鈴
湊学術財団所有文書)

ここでは、「日照りにより田にひびわれができ、その深さや長さが大きいので、これを修復するには、あせきわ(畔際)を1間ほど3~4尺掘り下げて、そこを下から段々と打ち固め、突き固めていく普請が必要である。この普請は、普段の年ならば1人で行うことができるが、今年は3人ほども増して行わねばならず、この普請をしないと田の水持ちが悪くなってしまふ。」と日照りの害による田の修復が必要であり、そのため尾張藩による普請の見分を願い出たのである。日照りは作物に与える被

害だけでなく、田の修復を必要とする害も与えるのである。享保九年の旱魃のひどさがうかがわれるのである。

元文四年(1739)にも、旱魃に襲われている。

覚

一田方拾四町七反八畝式歩

内

式町余 早稲方白割之口二三寸程宛出来仕候、稲出不申候、枯之場所も相見得申候

三町余 白割二三寸程も相見得、大痛ニ罷成申候

九町余 白割中痛

右ハ永々早損仕候ニ付、田方大痛罷成申候間、乍恐御注進奉申上候、以上

未八月四日

知多郡小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門

同村組頭

甚左衛門

同

久三郎

箕浦伝左衛門様

「元文四年 覚(田方大痛早損につき注進)」
(鈴湊学術財団所有文書)

田方の二町余(約14%)が白割れの口が二三寸ほど出来、稲も出ず枯れてしまったところもある。三町余(約21%)は、白割れが二三寸ほど見え、大痛となっている。九町余(約61%)は、白割中痛という被害を注進している。同年の旱魃は、畑方にも及んでいる。

覚

一畑方三町式反五畝拾七歩

内

式町余 夏大豆虫付早損枯大痛罷成申候

八反歩余 粟・稗・木綿虫付早損枯中痛

一御山方見取畑壱町壱反六畝歩余

右同断大痛

右之通畑方虫付早損枯罷成申候、御検見被為遊被下候様ニ願上候

未七月十三日

小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門

組頭

甚左衛門

箕浦伝左衛門様

「元文四年 覚 (畑方虫付早損検見願)」
(鈴溪学術財団所有文書)

これによれば畑作物も日照りにより生育力が弱まり、虫の食害が大きくなり枯れてしまったのである。被害を受けた作物は、夏大豆・粟・稗・木綿であった。早魃は、畑方や山方見取畑にも被害を与えるのである。

寛保三年 (1743) にも、早魃が起きている。

覚

一田方拾四町七反八畝貳歩

内

貳町余 白われ 早稲方大痛

三町余 白われ 中稲大痛

九町余 黒われ 晩田中痛

右之通早損白われ大痛ニ罷成申候間、乍恐御注進奉御申上候、以上

亥七月十七日

知多郡小鈴ヶ谷村

庄屋久左衛門

組頭甚左衛門

清水太郎左衛門様

「覚 (早損大痛につき注進)」(鈴溪学術財団所有文書)

田方の約 34 %が白割大痛、約 61 %が黒割大痛となっている。

延享元年 (1744) には、小鈴ヶ谷村は早魃を受けやすい土地柄であることも訴えている。

乍恐奉願上御事

一知多郡小鈴ヶ谷村、今度御定免被 仰付難有奉存候、就夫当村之儀、何れ之村々とハ違、田畠近村先田面ニ而御座候故、山脇多ク地高ニ而水掛り場所無御座、池所之儀小池ニ而御座候故、少々之照ニ而も度々早損仕、其上土地真土ニ而御座候故、壹ヶ年早損仕候得者、三四尺ほとも深ク割レ通申候ニ付、翌歳も水持悪敷早損打続仕候場所ニ而御座候、其上海辺筋多、潮吹上皆苻 (皆腐) 同然罷成候場所多御座候間、旁以難儀至極奉存候間、御見立御免相被為 仰付被下様ニ、惣百姓奉願上候間、聞召被為分、御見立御免相ニ被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

延享元年

子三月

右村庄屋

久左衛門

同村組頭

与惣左衛門

同断

治右衛門

同頭百姓

太治左衛門

同断

惣助

御代官

森村甚左衛門様

「延享元年 乍恐奉願上御事」(鈴溪学術財団所有文書)

小鈴ヶ谷村が早魃を受けやすいことを、田方の多くが山脇で高い場所にあり水が得にくいこと、雨池の規模が小さいこと、土が真土で一度早魃に合うとひび割れが深く翌年も水持ちが悪く早魃になってしまうこと、その上海辺は潮が吹き上がり被害が出てしまうこと、などを具体的に書きあげている。そのため、定免での年貢納入は無理で、見立免とすることを願ったのである。なお、早魃を受けやすい条件については、村絵図や雨池の書上げなどから推定して、妥当な事柄を述べているといえる。小鈴ヶ谷村は、早魃を受けやすい条件があったのである。

延享四年 (1747) も早魃が襲っている。

覚

一田方拾四町七反八畝貳歩

内

貳町余 早稲方早損大痛

拾貳町余 晩田大痛

一畑方三町貳反五畝拾七歩

粟・ひえ・大豆大痛

右之通早損大痛罷成申候間、乍恐御注進奉御申上候、以上

卯七月八日

小鈴ヶ谷村庄屋

久左衛門

組頭

助三郎

土岐市右衛門様

「覚(田方畑方早損大痛につき注進)」(鈴
溪学術財団所有文書)

この年の早魃は、田方は早稲方・晩稲方合わせ、全面
が大痛であったこと、畑方は粟・ひえ・大豆が大痛であっ
たことを尾張藩に注進している。さらに追い打ちをかけ
るように、同年八月に次の災害にも襲われている。

乍恐奉願上御事

一知多郡小鈴ヶ谷村田方之儀水持悪敷、全体早損所ニ
而御座候所ニ、当夏大照ニ而早損仕、其故八月両度
大風雨大痛罷成、迷惑至極ニ奉存候、畑方夏作之儀
もかいふ同前ニ而難儀仕申候、御定免之内ニ而御座
候得共、当年之儀ハ御見立御免相ニ被為 仰付被下
候ハ、難有可奉存候、以上

卯九月

右村庄屋

久左衛門

組頭

甚左衛門

同断

助三郎

土岐市右衛門様

「乍恐奉願上御事(田方畑方早損大風につ
き見立免願)」(鈴溪学術財団所有文書)

この夏の日照りで早魃となり、その上、8月には2度
にわたっての大風雨に襲われたのである。その結果、田
方は勿論、畑方の夏作も皆腐同然になったのである。そ
こで定免を改め、見立免を願い出たのである。小鈴ヶ谷
村の自然災害のひどさがしのばれるのである⁽¹⁰⁾。8月の
2度の大風雨は台風の可能性も考えられる。

宝暦四年(1754)も早魃の年であった。

奉御注進候御事

知多郡

小鈴ヶ谷村

一当村田方拾四町三反九畝四歩

内

六町程 白割

弐町余 黒割

四町三反程 水無御座候得共、未割不申候

右之通奉御注進候、池所之儀ハ、当月二日迄不残水
仕廻申候、以上

閏六月

右村庄屋

太助

組頭

清八

同断

助三郎

横井此右衛門様

「御願書留帳」(鈴溪学術財団所有文書)

この年の早魃の被害は、田方の約41%が白割、約14
%が黒割、約30%が水はないもののひび割れはない、
という状態であった。

宝暦八年(1758)も早魃が起きている。

御注進申上候御事

小鈴ヶ谷村

一田方拾四町三反九畝余

内

三町余 白割

四町余 黒割

右者六月中旬より追々早魃仕候付、田方之分如此ニ
罷成申候、勿論雨池之儀ハ先達而不残懸ヶ仕廻候、
最早少も無御座候、此上照続候ハ、追々田方大痛可
仕候、甚以迷惑仕候、依之御注進申上候、以上

八月

庄屋

御代官様

「乍恐奉御注進上候御事」(鈴溪学術財団
所有文書)

この年は六月中旬より早魃となり、池の水はすでに使
い切っている。被害は、田方の約21%が白割、約28%
が黒割、であったことを注進している。

文政八年(1825)も早魃が起きている。

乍恐御達申上候御事

一田弐町余 皆無

一同六町余 白割

一同六町余 黒割

右者当年旱魃ニ付、田方只今ニ而者如此ニ御座候、
此様子ニ而ハ行々身入等難相成奉存候、依之乍恐御
達申上候、以上

戌八月

十五日持参

小鈴ヶ谷村

庄屋

太助

組頭

与三左衛門

同断

円助

神田喜三郎様

御陣屋

「諸願諸達之留」(鈴溪学術財団所有文書)

この年の旱魃の被害は、田方の約14%が皆無、約43%が白割、約43%が黒割、であった。このため収穫が心配であることを陣屋に提出したのである。

以上、元禄12年(1699)以来、文政8年(1825)までに、管見の範囲内の史料では10回の旱魃があった⁽¹¹⁾。しかし、9回目の宝暦8年(1758)までのことを考えると、この間約59年間に9回の旱魃が起きたことになる。単純に計算すると約6年に一度の旱魃の襲来となる。しかも旱魃が起きてしまうと先に見たようにひどい被害を与えることが分かる。この時代の農民が旱魃を恐れる気持ちを十分に理解することができるであろう。

3 小鈴ヶ谷村の雨乞い

これまでに、小鈴ヶ谷村は自然災害を受けやすく、旱魃の被害を幾度も受けていたことをみてきた。これから小鈴ヶ谷村の雨乞いを追究していくが、近世の雨乞いについては、すでに数多くの研究が発表されている⁽¹²⁾。それらによれば、近世の雨乞いは次のような特徴をもっている。

村が中心になって行われ、村民全員が雨乞い祈禱に参加する「惣参り」の形式をとった。

雨乞い祈願は、一度だけでなくそれがかなうまで幾度も掛けられた。

一村で祈願してもかなわない場合は、周辺の村々が連合して祈願を行った。

村の寺社で雨乞いがかなわないと、雨乞いに名高



写真4 「小役入用帳」

い、有名寺社に雨乞い祈禱を願った。

雨乞いは、だんだんと「雨乞い祭り」の様相を帯びようになり、若者が祭りの中心となっていった。

近世の雨乞いは以上のようにまとめることができるので、小鈴ヶ谷村の雨乞いについてもこれらをひとつずつ追究していくことにする。小鈴ヶ谷村には多数の村入用帳が残されている⁽¹³⁾。村入用帳は、元禄年代以後文政年代までほぼ揃っている。したがって、これからみていく雨乞いも村入用帳が中心となるので、元禄年代以前や文政年代以降については明らかにできない。しかし、元禄年代から文政年代までは、ほぼ140年間にわたるので、この間の雨乞いの諸相を追究すれば、この村の近世の雨乞いについての有り方を明らかにすることができると思われる。小鈴ヶ谷村の村入用帳に「雨乞い(雨請い)」に関する記載がある事柄を取り上げ一覧表にしたのが『資料2 雨乞い関係一覧表』(以下「資料2」とする)である。この一覧表を中心にして小鈴ヶ谷村の近世の雨乞いについてみていくことにする。

(1) 村民の総意として行われる雨乞い

知多地方の村では村入用帳に雨乞いの費用を計上している⁽¹⁴⁾。小鈴ヶ谷村では、古くは元禄6年(1693)の「小入用之帳」に、雨乞いの費用を計上している。雨乞い費用の計上は幕末の文政10年(1827)の「山方入用帳」まで、確認できる。小鈴ヶ谷村では、少なくとも元禄年代には、雨乞いが行われ、それは幕末まで続いたことが分かる。これらのことは、近世の早い時期から雨乞いが村の大切な行事となっており、雨乞い行事を行うこ

とが村民の総意であり、その費用を村入用に計上しても問題がないことを示している。小鈴ヶ谷村には、享保7年(1722)の村入用帳の最後尾に次のように記すものがある。

右村懸入用之儀、庄屋所ニ而年中帳面ニ記置候者、暮ニ至テ庄屋組頭立合相談之上割付仕、惣百姓より取集申通少も相違無御座候、此度御取上被成候本帳と御引合被成、若相違御座候ハ、如何様之越度ニも可被仰付候、以上

享保七年

寅正月

右村庄屋

久左衛門

組頭

八郎左衛門

同

八左衛門

頭百姓

与右衛門

同

六郎左衛門

同

次郎兵衛

三帳なから奥書此通ニ候

右之通三ヶ年入用帳面御改ニ

御国方御手代

中川又兵衛殿

御目付

野口利右衛門殿

寅正月廿四日御越、書上申候

「享保七年 知多郡小鈴ヶ谷村五年村懸入用」(鈴溪学術財団所有文書)

これによれば、村入用帳は、一年中庄屋所に置いておき、年の暮には庄屋・組頭が立ち合い相談のうえ村方の農民ひとりひとりに納入額を割付けることが決められている。もし、雨乞いの項目の費用が村民に異議があれば割付け後の徴収に問題となろう。毎年のごとく雨乞いの費用が計上されるということは、村民も雨乞い費用の負担を認めていたことになる。また、村方入用帳は藩からの改め(見分)もあり、尾張藩の役人が廻村してくることも知られる。この帳面には、雨乞いの項目が書かれ

ているのであるから、尾張藩も雨乞いの村費負担は公認していたことになる。このように、藩も農民も雨乞いについては、費用がかかるのを厭わないのである⁽¹⁵⁾。雨乞い行事が村方の村民の総意で行われたことを示している。しかし、藩は雨乞いに多額の費用がかかることは認めず、次のように触れている。

覚

(前略)

一雨乞入用年々多相見へ候、以後雨乞仕候節諸事軽ク取行ひ可申候、惣而少々之儀ニ而も村懸ニ罷成候程之儀ハ、村中百姓相談之上可相極候、尤割帳面ニ不書頭村懸入用之儀、庄屋組頭申聞候とも曾而指出申間敷事

(後略)

「覚(村諸入用御懸け申渡)」(鈴溪学術財団所有文書)

この触れは、享保7年(1722)に出されたものである⁽¹⁶⁾。これにより、藩は雨乞いをするには「諸事軽ク」すること、すなわち多額の費用をかけないことを命じている。また、村懸りにするのであるから、村中の百姓が相談の上で決めることも命じている。このように藩は、雨乞いが村の総意で掛けられることをしっかりと把握しているのである。しかし、藩が命じた「諸事軽ク」することは、どこ吹く風とばかりに村方はほとんど無視していることは、「資料2」の雨乞いに多額の費用をかけた年が幾年もあることから知ることができる。雨乞いの費用が多額となっても、藩が村方を罰した例は見つかっていない。藩は雨乞いの費用が多額となることは問題としたが、それを取り締まることには熱心でなかったことが知られる。

小鈴ヶ谷村では、雨乞いの為にまず掛けるのは、村の氏神である白山神社と村の寺院である宝珠庵(現・宝珠院)である。村入用帳に「氏神江雨請御礼」「雨請御礼宮大夫遣ス」などと記されているのは、白山神社に雨乞いを掛け、願いがかない白山神社の禰宜である宮大夫にお礼として金銭を渡したのである。また、「雨請遣ス」とのみ記されているものは、白山神社へ渡すお金が含まれていたと考えられる。また、「寺へ遣ス」とある「寺」は、宝珠庵である。これは、「村宝珠庵 右同断御燈明せん」(「文政九年 戌年子入用帳」)とあることから分



写真5 宝珠院 (平成23年 筆者撮影)

かる。雨乞いは、まず村の神社や寺院に掛けられたのである。

(2) 幾度も掛けられる雨乞い祈願

雨乞いは、雨が降らないと幾度も掛けられることに特徴がある。村入用帳は、雨乞い費用を一括して計上しているため雨乞いの回数をとらえることが困難である。それでも、「資料2」をしっかりとみると何回も掛けられたことを見つけ出すことができる。雨乞いは掛ける回数が重なると祈禱料なども重なり、費用がふくらむことになる。小鈴ヶ谷村の雨乞いの費用が年により随分差があるのはこのためである。おそらく1貫文以上の費用を計上した年は、複数の雨乞いが行われたと考えられる⁽¹⁷⁾。

とくに1貫文を大きくオーバーした年は、まず何回も雨乞いが掛けられたと考えられる。例えば、享保9年には「3貫38文 雨請度々入用」(地方山方三役入用帳)とあり、回数は不明だが、「度々(たびたび)」行ったことが分かる。享保9年は大旱魃が襲ったことは先に見た。日照りの期間は当然長かったと考えられ、幾度も雨乞いが掛けられても不思議ではない。また、寛政2年の村入用帳は3冊残されているが、日付をみると、5月・6月・7月・8月であり、費用も金3分以上を計上している⁽¹⁸⁾。この年には、しばしば雨乞いを行い、多額の費用を投入したことが分かる。文政4年も、巳年小入用帳には5月・6月・7月の日付がある。費用の金額は、1貫900文であった。また、同年の山方入用帳には、7月に金壱分を計上し、「雨請御礼四度ニ付ろうそく代遣ス」とある。この年には4回の雨乞いが行われたことがわかる。文政

9年も、6月・7月・8月の日付があり、費用の合計金額は、3貫812文である。金額が月ごとに分散して計上されていること、金額が多額ということなどから幾度も雨乞いが掛けられたと考えられる。以上の年は、その年の回数こそ不確実であるが、雨乞いが幾度も掛けられたことを示している。ほかにも1貫文をオーバーしている年がみられるので、これらの年も幾度も掛けられたと推定できる。これらのことから、小鈴ヶ谷村の雨乞いも近世の雨乞いの特徴である、雨が降るまで幾度も掛けるという村であったことが分かる。

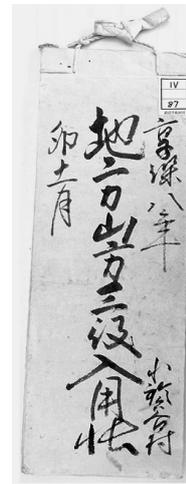


写真6 「地方山方三役入用帳」

(3) 村々が連合して行った雨乞い

知多地方では、いくつかの村が連合して雨乞いを行っている⁽¹⁹⁾。「資料2」から小鈴ヶ谷村が雨乞いで関係した村をあげてみる。まず、元禄6年の「小入用帳」では、500文を「大谷村にて、但しそうめん代 雨こい遣ス」とある。元禄8年の「小役入用帳」でも、600文を「大谷村にて雨こひ入用懸り」とある。その他、宝永7年の「小役入用帳」には589文を「雨請入用 大谷村へ遣し」、正徳3年の「小役入用帳」には1貫210文を「雨請入用 大谷村」とある。とくに正徳3年は1貫210文を大谷村へ納めている。この金額は、一回の祈禱料としては大きいので幾度も掛けられたのかもしれない。小鈴ヶ谷村と大谷村は隣り合っているので関係も深く、雨乞いも共同して掛けたのであろう。元禄15年の「高付諸役入用付覚」には、金1分508文を「雨請祈念 高山(讚)寺へ 熊野へ」とある。高山(讚)寺は、西阿野村にある天台宗の古刹である。西阿野村と熊野村は、小鈴ヶ谷村

の北にある近隣の村である。ここでも近隣の村々と連合して雨乞い祈願をする様子がうかがわれる。このほかには他村の名前は出てこないが、村入用帳ということで書かれていないと考えられる。先にみたように、雨乞いに大きな費用が掛かった場合は、幾度も掛けられたと考えられるし、また、近隣の村々と連合して雨乞いを掛けたとも考えられる。

年代は下るが、雨乞いを連合して掛けたことを示す次の史料がある。

文化四年卯四月朔日ニ熊野権現江雨乞御願申上候、御利所御座候、大雨被下忝御事ニ御座候、右御礼熊野藤太夫殿相頼、又々枳豆志中之寺方一村ニて壱人ツ、相頼、熊野権現様ニて大はんにや経くり申候、四月 右御礼入用之事

一金壱両 御初穂 一金壱分 高讃寺殿へ
一銭三貫三百拾文 米代色々 一五百文 さかな代
一三百文 とふふ代 一金壱分ト九匁六分八厘 酒代
一八百三拾文 いろいろ代
金ノ壱両貳分ト九匁六分八厘 銭ノ四貫九百四拾文
此代四十一匁壱分六厘
ノ金貳両壱分ト五匁八分四厘 是を八ヶ村へ割
一金壱分六匁三分 樽水村 一金壱分ト七匁五分 阿野村一九匁 熊野村
一金壱両ト六匁三分 古場村 一壱匁五分 桧原村
一壱分ト六匁三分 苧谷村
一金分ト九匁 大谷村 一十一匁貳分 小鈴ヶ谷村
「文化四年 諸願諸達留」(鈴湊学術財団所有文書)

雨乞いを文化四年四月朔日に掛けている。雨乞いを掛けるには時期が早いと思われるが、三月に雨が少なく旱魃が予想されたのか、あるいは四月以降の雨を願って掛けられたのであろう。掛けた神社は「熊野権現」とあるが、この史料にある八ヶ村には、「熊野権現」はなく、熊野村に「祠官高松藤太夫書上ニ三社権現社内四段二十二歩前々除」(『名古屋叢書続編 第八巻 尾張旬行記(5)』355ページ)とあるので、「三社権現」のことであろう。史料の「熊野藤太夫殿相頼」とある「藤太夫」は、「祠官高松藤太夫」と考えられる。雨乞いをを行った村は、「又々枳豆志中之寺方一村ニて壱人ツ、相頼」⁽²⁰⁾とあるので、後に出てくる「樽水村・阿野村・熊野村・古場村・桧原村・苧谷村・大谷村・小鈴ヶ谷村」の八ヶ村である。

雨乞いの方法は、熊野藤太夫を頼んで、八ヶ村から一村に一人の僧侶が参加して、熊野権現で大般若経を繰るというものであった。雨乞いは、寺社ともに協力して掛けるもので、このように熊野権現の境内に僧侶が集まり大般若経を読経するという、まさに神仏習合の時代の象徴ともいえる雨乞いであったのである。さらに、高讃寺へは、金一分が奉加され、この八ヶ村では中心的な寺院となっていたことが知られる。雨乞いの費用は、「金貳両壱分ト五匁八分四厘」であった。これを八ヶ村に割り付けたのだが、村により費用に差があるのは、村高に応じて割り付けたからである。八ヶ村が連合して雨乞いをを行った史料はこれだけである。しかし、「資料2」からではうかがえないが、小鈴ヶ谷村が、他の村々と連合して雨乞いを行ったのも幾度かあったものと推定できる。

文政7年の「山方入用帳」に6月12日に米4升を「熊野雨乞かけ 引船弁当」として計上している。この熊野は先に見た「熊野藤太夫」であろう。知多地方の海岸沿いの村では、雨乞いを海上で掛ける例が知られている⁽²¹⁾。その場合、禰宜や僧の乗船する大船を、小舟で曳いている。おそらく小鈴ヶ谷村の場合も、熊野藤太夫が乗船した大船を小舟で引き船をし、その手当てとして米4升が「引船弁当」として与えられたと考えられる。たった1例だけであるのでなんとも言えないが、雨乞いが海上で行われることもあったことを示している。

(4) 有名社寺に雨乞いを祈願

知多地方でも、雨乞いがかなわないと村外の雨乞いで



写真7 多度大社

向かって右 一目連神社

向かって左 多度神社

(平成23年 筆者撮影)

第1表 小鈴ヶ谷村と多度神社

年号(西暦)	月日	金額	記事
宝永 3(1706)	6月 4日	200文	多度禰宜(山方)
宝永 4(1707)	7月 20日	200文	多度禰宜殿へ
享保 7(1722)		450文	雨請入用 熊野禰宜遣し
享保 7(1722)	6月 9日	200文	多度禰宜初尾(山方)
享保 8(1723)		275文	多度・天王ニケ所初尾(山方入用)
享保 9(1724)		400文	多度初尾善学院奉加(山方入用)
享保10(1725)		407文	多度初尾并奉加(山方入用)
享保11(1726)		200文	多度(山方入用)
享保11(1726)		505文	是ハ多度初尾并役者三八モノ遣
享保14(1729)	月 5日	200文	多度禰宜(山方)
享保16(1731)		676文	多度禰宜三八もの奉加(山方入用)
享保18(1733)		1貫95文	多度初尾・横野村奉加・初尾, 村東の三八者(山方入用)
享保20(1735)	3月 29日	20文	多度奉加(山方)
元分 6(1741)	6月	200文	多度禰宜御初尾(山方)
寛保 2(1742)		963文	あたこ様・多度・多賀御初尾(山方小入用)
延享 2(1745)	8月 23日	100文	多度禰宜
延享 3(1746)	7月 16日	500文	多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス
延享 4(1747)	7月 16日	500文	多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス
宝暦 9(1759)	7月 28日	100文	多度
安永 8(1779)	2月 3月	100文 200文	タト一目連田戸シシマイ
安永 9(1780)	6月	12文	タド社家吉人
安永10(1781)	4月 "	12文 200文	社家吉人タドシシ
天明 3(1783)	6月	100文	田戸 小串山城守
天明 4(1784)	6月	30文	田戸社家
寛政 3(1791)	2月	金 2 朱	戌田戸雨請之節御礼遣ス
寛政 8(1796)	正月	50文	多度社家廻り
寛政 9(1797)	辰 12月	100文	勢洲多度社人廻り
寛政11(1799)	正月	100文	多度社家廻り
文政 2(1819)	11月	48文 100文	多度社家多度廻り
文政 4(1821)	12月 10日	100文	多度社家廻り
文政 9(1826)	11月 28日	100文	多度社家廻る
文政10(1827)	12月 16日	100文 50文	多度一目連社家廻り 同断 御建替寄進

有名な社寺へ祈願を行った。知多地方で雨乞いの神社として名高いのは伊勢国・多度神社、三河国・猿投神社、尾張国・熱田神宮などである。小鈴ヶ谷村は多度神社と深い関係を結んだ⁽²²⁾。とりわけ多度神社の、現在は別宮になっている「一目連(いちもくれん)神社」は社伝に龍神の伝説を有する雨乞いの神社である⁽²³⁾。小鈴ヶ谷村も、近世の早くから多度神社との関係が深い。「資料2」より小鈴ヶ谷村と多度神社の関係する事項を取り出し表にまとめたのが第1表である。これによれば、宝永3年(1706)に多度禰宜に200文を支払ったのを初めとして、その後も断続的に文政10年まで多度神社との関係が続いていたことが分かる。多度神社との関係が何時頃始まったかについては明らかにできないが、宝永3年には多度禰宜に200文を支払っているのだから、おそらく近世の早い時期には関係ができていたと推定できる。この200文は6月4日に支払っているのだから、雨乞いの祈禱料であろう。多度禰宜には、宝永3年・宝永4年・享保7年・享保11年・享保14年・元分6年に200文を支払っている。一般に多度神社への祈願は、村人が代参し祈禱料を納め、黒幣などを請け、村の神社へ奉納し祈願することが多い。しかし、小鈴ヶ谷村の場合は「多度禰宜」としてある。また日付けをみると大半が6月・7月である。つまり、雨が一番ほしい時期に当たっている。あるいは、村の神社へ多度禰宜を招き祈禱を願い、祈禱料として200文を支払ったのかもしれない。その事情がもう少しはっきりするのが延享3年・延享4年に500文を「多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス」という記述である。おそらくこれは多度禰宜の小串右衛門太夫へ500文を直接支払ったことを示しているのであろう。ほかに史料がないので断定は避けるが、小串右衛門太夫へ直接支払ったことから考えて、村の神社へ招き祈禱を願ったとも考えられる。さきの枳豆志の八ヶ村へも廻村したとも考えられるので、そうとすれば多度禰宜は十分な祈禱料を得ることができるので、招きに応じて来村してもおかしくないであろう。

寛政8年・寛政9年・寛政11年・文政2年・文政4年・文政9年・文政10年には「多度社家廻り」と言う記述がでてくる。廻ってくる時期は、12月から1月である。廻ってくると、100文が支払われている。廻村しているわけだから、おそらく小鈴ヶ谷村の近隣の村々へも足をのばしたのであろう。多度社家は、廻村しながら12月ならば次の年の、1月ならばその年の降雨が順調で豊作となることを祈禱したのであろう。なお、年末や年

始に多度社家が廻村をしているという史料は、知多地方では管見の範囲ではあるが初めてのことである。

安永8年と安永10年に200文を「田戸(多度)シシマイ」に支払っている。支払ったのは、3月と4月であるので、田植え前の農閑期に行われたのであろう。多度獅子舞については、調査の手が届かないので明らかにできないが、幕末の小鈴ヶ谷村には獅子舞が舞われていたことは確実であり、現在もお祭りに白山神社で舞われている。多度獅子舞は、その年の降雨を願って舞われたと考えられるので、小鈴ヶ谷村の獅子舞にも影響を与えたかもしれない。

以上、小鈴ヶ谷村と多度神社の関係は、近世の早い時期から関係があり、幕末まで続いたことが知られるのである。小鈴ヶ谷村の村民の雨乞いに対する多度神社への信仰の厚さが感じられるのである。

(5) 雨乞いと若者組

雨乞いは、一村惣参りの形式をとるので、この中には若者も含まれているのであろう。雨乞いは、時代が下るにつれ、単に村の神社や寺院に祈禱を願うだけでなく、勇(いさみ・笛や太鼓でお囃子をする事)を行ったり、馬の塔を曳いたり、獅子舞を舞ったりするようになった⁽²⁴⁾。これらの行事は、普段は村のお祭りの行事である。お祭りは、若者組が主体となって行われていた。雨乞いにこのような行事が取り入れられるようになると、雨乞いははだいに雨乞い祭りの様相を帯びようになった。とくに、日照りが長く続き幾度も雨乞いを掛けるようになると、村中があるいは幾つかの村々が連合してお祭り騒ぎをするようになった。また、雨乞いにより降雨があり、お礼の行事にお祭り騒ぎをすることも多かった。

小鈴ヶ谷村では、雨乞いに若者がはっきりと参加したことが分かるのは、次の史料からである。

八月分

一 式百五拾文 雨請御礼 番人へ遣ス
 一金三両 雨請御礼 若者江遣ス
 一金貳分ト三匁附大鞆代払
 「寛政三年亥十二月 村方下用帳」(鈴浜学術財団所有文書)

寛政3年8月には、金3両を雨乞いの御礼として若者(組)に渡しているのである。なぜ村方は金3両ものお



写真8 小鈴ヶ谷地区の祭り 獅子舞の奉納
 背後に太鼓と獅子屋形が見える
 (平成21年 筆者撮影)

金を若者に支払ったのであろうか。考えられることは、雨乞いに若者の力を借りたからである。雨乞いに若者が活躍するのは、お祭り騒ぎの中心となるからである。小鈴ヶ谷村の若者たちは、いつごろからかははっきりしないが、若者組をつくり、特にお祭りでは中心となって活動した。小鈴ヶ谷村のお祭りは、次のように行われていた。

覚

小鈴ヶ谷村

正月十八日
 一 白山宮 湯之花
 九月四日
 一同宮 右同断
 六月十五日
 一天王宮 獅子壱頭
 〃
 右之通御座候 已上
 丑七月
 右村庄屋

久左衛門

石川弥兵衛様
 御陣屋
 「文化拾三年 諸願達留」(鈴浜学術財団所有文書)

覚

小鈴ヶ谷村

一 白山宮 正月十八日 九月四日 神子壱人ニ而湯之花之執行仕候

一天王宮 六月十五日 神前二小提燈八拾張・高張提燈八本・獅子舞仕候

「文政十一年 諸願達之留」(鈴溪學術財団所有文書)

ここでは、天王宮で獅子舞が舞われることに注目したい。知多地方では雨乞いに獅子舞が舞われることが知られている。おそらく小鈴ヶ谷村でも雨乞いに獅子舞が舞われたのであろう。また、先の史料に金2分と銀3匁が「附大鞆代払」となっている。これは、勇で使用される大太鼓の皮を張り替えるのに必要だったのである。雨乞いに勇が奉納されたことを暗示している。このように、雨乞いにお祭り騒ぎが行われたのであるから、その中心となっている若者(組)へ金3両が支払われたのである。

おわりに

小鈴ヶ谷村の雨乞いについて、その特徴と新しく見つけたことについてまとめる。

第一に多度神社との関係の深さである。その内でも、宝永3年には200文を多度禰宜に支払っている。知多地方で多度神社との関係を示す今のところ最も早い記録である。また、多度禰宜に直接払っているとしたら、多度禰宜の来村も考えられる。これは簡単には断定できないのでこれからの研究に待ちたいと思う。しかし、幕末になると年末や年始に多度社家の廻村があったことは確実である。多度社家が廻村したという記録は、知多地方に限れば管見の範囲ではこれが初めてのことである。

第二に、安永8年・安永10年に多度の獅子舞が舞われたことである。これも多度神社やその地方の獅子舞について調べないとどんな獅子舞か明らかにならないが、知多地方で多度の獅子舞が舞われたという記録はこれが初めてである。

第三に、雨乞いは、一村で祈祷してもかなわないと、何か村が連合して掛けることになるが、小鈴ヶ谷村では、枳豆志庄に入っている八ヶ村が連合して掛けたことが分かった。

第四に、雨乞いには、ほとんど毎年のごとく費用を計上している。中には1貫文以上を計上した年もある。小鈴ヶ谷村は決して豊かな村ではなく、むしろ農村部は貧村ともいえる村況である。それでも、雨乞いに掛ける費用は惜しんでいないのである。いかにこの時代の農民が旱魃を恐れ、貧しい中でも少なくない雨乞い費用を掛け、

降雨を願ったかが知られるのである。また、雨乞い祈祷は多くの場合成功するのである。それは、雨乞い御礼という記録も多いことから知ることができる。雨乞いは、成功する機会が多いので、費用を惜しまず掛けたと考えられる。

以上、小鈴ヶ谷村の近世の雨乞いをまとめてみたが、鈴溪資料館の古文書はまだまだ数多いのでこれからも研究を重ねていきたいと思う。

註

- (1) 筆者は「近世知多地方における雨乞い行事」(『日本福祉大学子ども発達学論集』第3号 研究ノート 松下 孜)で、知多郡は近世に限れば、雨乞い研究に十分手が届いていないことを述べている。
- (2) 他に雨乞い研究の著書として(『高谷重夫著 雨の神: 民俗民芸双書』)があり、ここにも近世の雨乞いについてふれている。
- (3) インターネットの鈴溪資料館のホームページに鈴溪學術財団所有文書の閲覧についての規則が詳述されている。
- (4) 『盛田家文書目録』上巻・下巻 鈴溪學術財団発行 ここには鈴溪學術財団理事・ソニー株式会社社長 盛田昭夫氏の序文が寄せられ、この目録作成の目的が述べられ、これを用いての歴史研究の振興を呼び掛けてみえる。
とくに「この史料が広く学界の研究者により活用されることを切望する幸いです。」という一言には心打たれる。はたして私のこの研究が氏の望みにかなうものであるか、心もとないが、精いっぱい努力は尽くす決意である。
- (5) 『寛文村々覚書』は、寛文年代(1670年頃)の成立であり、『尾張徇行記』は文化年代(1804~17)の村々の様子を調べたものである。
- (6) 『常滑市誌 近世村絵図集』の小鈴ヶ谷村絵図を参照。
- (7) 『盛田家文書』上巻には「夫食」の項目があり、多数の帳面が載せられている。それらによれば困窮の年には藩から夫食が与えられたり、困窮の制度により救済されたりしたことがわかる。また、同 下巻「乾蔵収蔵分」に「困窮者救済」の項目があり、嘉永五年に窮民救済・往還普請の功績により盛田久左衛門(小鈴ヶ谷村庄屋)が一代限宗門自分一札を認められている。このように、藩や村方の有力者による救済があったのであり、餓死のようなひどい状態は避けられたのである。
- (8) 「黒わけひつき」の意味は取り難いが、他の文書には「黒われ」として出てくるので、黒いひびわれが生じた田方のことであろう。
- (9) この年の大旱魃については、知多郡松原村のほか近隣9ヶ村が旱魃の被害を受けている。「松下 前掲書」参照。
- (10) 大風雨による被害は、「1 近世の小鈴ヶ谷村」でも取り上げている。
- (11) 鈴溪學術財団所有文書は、近世に限っても数多いので、これらのほかに旱魃の記録が出る可能性があると思われるが、今回はここまでである。
- (12) 近世の雨乞いの諸相については、『雨乞い習俗の研究』(高谷

重夫著 法政大学出版)に詳しい。知多地方の雨乞いの諸相については、「松下 前掲書」、三河刈谷藩の村々の雨乞いの諸相については、「雨乞い祈願のかたち—刈谷町庄屋留帳により刈谷藩の村々を中心にして—」(『知多半島の歴史と現在』No. 15 日本福祉大学知多半島総合研究所・校倉書房 河合克巳)があり、それぞれ近世の雨乞いの特徴について述べている。これらをもとに近世の雨乞いの特徴を ~ としてまとめた。

- (13) 小鈴ヶ谷村の村入用帳は、「小役入用帳・三役入用付帳・高懸諸入用帳」など、いろいろな呼び名が付けられている。それにより記載内容が少しずつ変わってくるが、「雨乞い」やそれに関連する事項が数多く記載されている。
- (14) 「松下 前掲書」には知多地方の村入用帳に「雨乞い」の記載がある例が述べられている。
- (15) 尾張藩では、雨乞い行事を禁止したことはない。ただし、雨乞いに使われる馬の塔に対して費用がかかりすぎることは禁じ、質素することを命じている。(「松下 前掲書」98ページ) それでも、幕末になると馬の塔が豪華になるが禁じられたことはない。
- (16) この文書には「寅」とだけあるが、『新編 一宮市史 資料編七』の享保七年に全く同文の「覚」(107ページ)があるので、この年とした。
- (17) 普通の年は、数百文であるので、この年は村の氏神や寺に掛けた段階で雨が降ったのであろう。
- (18) 同年の村入用帳は3冊(戌年小入用帳・戌年下用帳・知多郡小鈴ヶ谷村下用帳)あり、いずれも多額の費用を計上している。「資料2」参照。
- (19) 知多地方も村々が連合して雨乞いを行っている。「松下 前掲書」にはいくつかの地域の例があげられている。
- (20) 「枳豆志」というのは、中世の庄名で、この八ヶ村は「西枳豆志庄」(「寛文村々覚書」と記され、この庄に含まれていたのである。
- (21) 「松下 前掲書」には、寺本四カ村と生路村の例が記されている。
- (22) 多度神社について「当社は第二次世界大戦までは、『延喜式』神名帳と同じく「多度神社」と称していたが、戦後は本宮「多度神社」、別宮「一目連神社」・・・と五つの末社を総じて「多度大社」と称するようになった。」(『日本の神々 6』谷川健一編 白水社 109ページ)とある。ここでは「多度神社」に統一表記とした。なお、史料には「多度・田戸・たと」等と表記されている。
- (23) 一目連神社については「社伝によると同神は、本宮の天津彦根命の神子神であり、父神を扶けて北伊勢地方の開拓をされ、またわが国の金属工業の祖神でもあり、天変地異のあるごとに御霊を現わし、諸難を救いたもうときには龍神となって天に翔け旱天に慈雨を恵みたまうので、古来より当社には御扉がなく、さらに雨や風を支配され、農業水産業を守護されるとある。」(前掲書『日本の神々 6』114ページ)とあることから分かるように、雨乞いに名高い神社である。
- (24) 知多地方の雨乞いに、勇・馬の塔・獅子舞などが行われたことについては、「松下 前掲書」にいくつかの例が述べられている。

資料1 小鈴ヶ谷村の村況

項目	寛文村々覚書(寛文11年)	尾張徇行記(文化年代)
村高	概高 264石2斗2升	左同
新田合計	概高 6斗3升1合	左同
田畑	17町9反13畝9歩 (内 田 14町7反8畝2歩 畑 3町2反5畝7歩)	左同
家数	41軒	82軒
人数	202人(男112人女94人)	407人
牛馬	11疋(牛7疋馬4疋)	牛馬7疋
寺	禅宗 布土村心月齋末寺 宝珠庵	左同
社三ヶ所	白山 天神 山神 村中支配	左同(庄屋覚書には白山・天王・山神)
松山	80町 下刈年貢米 山方へ納内 北山 南山 中山 沢山	左同(御林方記録に砂留山8反5畝28歩平山71町8反3畝7歩定納山4町7反1畝2歩砂原1反3畝2歩葭野3畝10歩)
雨池	7ヶ所 油谷池 夕名田池 奥廻間池 へり地池 大とり池 沢池	11ヶ所 細谷池上下マコモ池 スツノ池 沢池 土取池 隠迫間池 脇浜池オコナイテン池 へり池 夕名田池
土橋	壱ヶ所 公儀橋 懸人足百姓自分起	
土橋	五ヶ所 百姓自分懸	
堤	当村地之内 中堤・川堤 700間	是ハ沢池ヨリナカレ来レリ、悪水落ナリ
船	獺船四艘 船役御用之時、船并かこ出ス	
網	網五帖 大網壱帖 地曳網四帖	鵜縄網二帖ノ役銀拾匁上納ス
高札	浦方御高札有之	此村ニ切支丹高札一枚 浦鷹四枚アリ
人馬	御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出ス	
小物成	夫銀・堤銀・御鷹餌代米、御定之通出ス	
年貢	年貢米、船廻	
道法等	小鈴ヶ谷村より道法(以下略)	此村東西46町程南北海浜ニテハ11町ホト四至、東ハ大足村大高村、南ハ広目村坂井村、西ハ海浜、北ハ大谷村
田畑	田畑1町2反1畝19歩 給人自分起 田方6畝6歩 畑方1町1反5畝3歩	

資料2 雨乞い関係一覧表

年号(西暦)	月日	金額	記事	史料名
元禄6(1693)	6月10日	550文 80文 480文	大谷村にて、但シそうめん代雨こい遣ス内にて済ス 同断 (村三社初穂) くまの雨こひ	小入用之帳
元禄8(1695)	6月27日	600文	大谷村にて雨こひ入用懸り	小役入用之帳
元禄9(1696)	6月11日	646文	雨請入用懸り	小役入用帳
元禄13(1700)	6月9日	556文	雨こひ	小役入用帳
元禄15(1702)		金1分 508文	雨請祈念 高山(讚)寺へ 熊野へ	高付諸役入用付覚
宝永3(1706)	6月4日	200文	多度禰宜(山方浦方入用帳)	小役入用帳
宝永4(1707)	8月6日 7月26日	600文 200文	雨こひ入用 多度(山方入用帳)	小役入用帳
宝永7(1710)	5月28日 7月20日	589文 200文	雨請入用大谷へ遣し多度禰宜殿へ	小役入用帳
正徳2(1712)		米1斗2升 7合	雨請入引分	地方山方三役入用帳
正徳3(1713)	6月3日	1貫210文	雨請入用 大谷村	小役入用帳
享保4(1719)		150文	雨こひ	小役入用帳
享保4(1719)	6月2日	200文	雨請附入用	小役入用帳
享保5(1720)		200文	雨請入用	三役入用付帳
享保6(1721)		200文	雨請入用	三役入用付帳
享保7(1722)		米2斗5勺	是ハ雨請入用 熊野・多度初尾	知多郡小鈴ヶ谷村五年村懸入用
享保7(1722)	6月9日	200文	多度禰宜初尾(山方)	小役入用帳
享保8(1723)		450文	雨請入用 熊野禰宜遣し	小役入用帳
享保8(1723)		517文 金1分275文	雨請入用(地方入用) 熊野奉加(地方入用) 多度・天王二ヶ所初尾(山方入用)	地方山方三役入用帳
享保9(1724)		3貫38文 412文 400文	雨請度々入用(地方入用) 雨請節油代払(地方入用) 多度初尾善学院奉加(山方入用)	地方山方三役入用帳
享保9(1724)		3貫452文	雨請入用(高懸入用)	知多郡小鈴ヶ谷村諸入用帳
享保10(1725)	6月	300文	雨請入用	小役入用帳
享保10(1725)		300文 407文	雨請入用(地方入用) 多度初尾并奉加(山方入用)	地方山方三役入用帳
享保11(1726)	7月24日	200文	多度(山方入用)	小役入用帳
享保11(1726)		1貫887文 323文	雨請入用(高懸入用) 雨請節入用懸り	地方山方三役入用帳
享保11(1726)		570文 505文	雨請入用 是ハ多度初尾并役者三八モノ遣	知多郡小鈴ヶ谷村諸入用帳
享保12(1727)		478文	雨請入用	地方山方三役入用帳
享保12(1727)		478文	雨請節入用	小役入用帳
享保12(1727)	8月6日	200文 金2分130文	多度初尾 雨請入用	小鈴ヶ谷村入用帳
享保13(1728)		金1分940文	雨請入用	知多郡小鈴ヶ谷村入用帳

享保 14 (1729)	月 5 日	200 文	多度禰宜 (山方)	小役入用帳
享保 14 (1729)		金 1 分 322 文	雨請入用	知多郡小鈴ヶ谷村入用帳
享保 15 (1730)	5 月 28 日	950 文	雨請入用	小役入用帳
享保 15 (1730)		1 貫 126 文	雨請入用 (地方入用)	地方山方三役入用帳
享保 16 (1731)		879 文 676 文	雨請入用 (地方入用) 多度禰宜三八もの奉加 (山方入用)	地方山方三役入用帳
享保 18 (1733)		1 貫 95 文	多度初尾・横野村奉加・初尾, 村奉加三者 (山方入用)	地方山方三役入用帳
享保 20 (1735)	3 月 29 日	20 文	多度奉加 (山方)	小役入用帳
元分元 (1736)		金 1 分 1 貫 46 文	雨請入用 諸 薬代	知多郡小鈴ヶ谷村入用付帳
元分 4 (1739)	7 月	金 1 分 549 文	雨請入用 (地方入用)	地方山方三役入用帳
元分 6 (1741)	6 月晦日 6 月 7 日 6 月	236 文 200 文 100 文	雨請入用 (在方) 多度禰宜^御初尾 (山方) 雨請入用 (山方)	小役入用帳
寛保元 (1741)	6 月	269 文	雨請入用 (地方入用)	地方山方三役入用帳
寛保 2 (1742)		963 文	あたこ様・多度・多賀御初尾 (山方小入用)	地方山方三役入用帳
延享 2 (1745)	8 月 23 日	100 文	多度禰宜	小役入用帳
延享 2 (1745)		831 文	直道村寺多度本願寺なこや山伏三八もの (山方小入用)	地方山方三役入用帳
延享 3 (1746)	7 月 16 日	500 文	多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス	小役入用帳
延享 3 (1746)		1 貫 550 文	雨請入用 (地方入用)	地方山方三役入用帳
延享 4 (1747)		米 6 斗 3 升	雨請諸入用 (地方入用)	知多郡小鈴ヶ谷村高懸諸入用帳
延享 4 (1747)	7 月	白 1 升 100 文	雨請時右時入用	小入用帳
延享 4 (1747)	7 月 16 日	500 文 米 1 斗 5 升	多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス 雨乞入用	小役入用帳
寛延元 (1748)		324 文	雨請入用	知多郡小鈴ヶ谷村高懸諸入用帳
寛延 3 (1750)	6 月	694 文	雨請入用 (高懸入用)	知多郡小鈴ヶ谷村高懸諸入用帳
宝暦 4 (1754)	5 月朔日	350 文	雨請節	小入用之帳
宝暦 8 (1758)	6 月 3 日	230 文	雨請節	小入用帳
宝暦 8 (1758)		2 貫 316 文	年内神事雨請うんか諸入用	地方山方三役入用帳
宝暦 9 (1759)	6 月 7 月 28 日	148 文 100 文	雨請多度	地下小入用帳
宝暦 9 (1759)		2 貫 150 文	年内神事雨請うんか送諸入用	知多郡小鈴ヶ谷村小入用帳
宝暦 11 (1761)		米 1 石 9 斗 9 升 6 合	年内神并事雨請度々うんか送り諸奉加	知多郡小鈴ヶ谷村小入用帳
明和元 (1764)	6 月	500 文	是ハ雨請御初尾燈明錢遣	十一月分入用帳
安永 7 (1778)	5 月	150 文	右雨請御礼燈明錢	年内小入用帳
安永 8 (1779)	2 月 3 月 6 月 3 日 " " " "	100 文 200 文 200 文 200 文 50 文	タト一連 田戸シシマイ 右者当所氏神江アマコイ御頼上申候 右者氏神江雨請御礼指し上申候 右節山神へとう明ニ指し上申候	年内小入用帳
安永 9 (1780)	6 月	12 文 400 文	タド社家壱人 雨こい	年内小入用帳

安永 10 (1781)	4月 "	12文 200文	社家吉人 タドシシ	年内村方小入用覚
天明 3 (1783)	6月	100文	田戸 小串山城守	年内村方小入用帳
天明 4 (1784)	6月	30文	田戸社家	年内村方小入用帳
天明 5 (1785)	6月 " "	銀7匁5分 250文 250文	雨請礼 寺 雨請カケ 同礼	巳年村方下用
寛政元 (1789)	6月 " " "	250文 250文 金1分4匁 200文	雨こひ 雨乞御礼 庄内熊野雨請造用 熊野雨請御礼 タイコ持	寛政元酉年下用帳
寛政 2 (1790)	5月 " " 6月 " " "	200文 200文 50文 200文 50文 500文 50文	雨請初穂 雨請初穂 雨請初穂 雨請初穂 雨請初穂 雨請初穂 雨請初穂	戌年小入用帳
寛政 2 (1790)	6月 " " "	銀7匁5分 金1分100文 餅米1斗5升 米8升	若者遣ス 熊野雨こひ掛遣ス 同 同	戌歳下用帳
寛政 2 (1790)		金3分銀4匁3厘	雨請諸入用	知多郡小鈴ヶ谷村下用帳
寛政 3 (1791)	2月 7月 8月 "	金2朱 200文 500文 50文	戌田戸雨請之節御礼遣ス 雨請遣ス 雨請御礼 兵左衛門江遣ス 同断 寺江遣ス	村方小入用帳
寛政 3 (1791)	2月 8月 " "	金2朱 250文 金3兩 金2分3匁	戌田戸雨請之節御礼遣ス 雨請御礼之節番人江遣ス 雨請御礼之節若者ニ遣 附大鞍代払	村方下用帳
寛政 4 (1792)		金1分6匁 6分1厘	雨乞入用	寛政四子年下用帳
寛政 6 (1794)	6月 " "	500文 60文 200文	氏神へ雨乞御礼 右同断 雨乞燈明代	寅歳小入用帳
寛政 6 (1794)		金2分	雨乞入用	知多郡小鈴ヶ谷村下用帳
寛政 8 (1796)	正月	50文	多度社家廻り	辰年小入用帳
寛政 11 (1799)	正月	100文	多度社家廻り	未年小入用帳
文化 2 (1805)		金2分7匁 3分	雨乞入用	知多郡小鈴ヶ谷村下用帳
文化 4 (1807)		金1分13匁	雨乞入用	知多郡小鈴ヶ谷村下用帳
文政元 (1818)	6月 " "	100文 200文 金2分	雨乞御礼 いさみ 寺遣ス 同 宮太夫遣ス 若者ニろうそく代遣ス	山方入用帳
文政元 (1818)	6月 "	100文 銀7匁5分	雨こひ御礼 寺遣ス 雨乞御礼 宮太夫遣ス	寅年小入用帳

文政2 (1819)	11月	48文 100文	多度社家 多度廻り	卯年小入用帳
文政4 (1821)	12月10日 5月 " 6月 " 7月28日 " "	100文 500文 100文 500文 100文 500文 100文	多度社家廻り 雨乞御礼 宮太夫遣ス 同断 寺江遣ス 雨乞御礼 宮太夫遣ス 同断 寺江遣ス 雨請御礼 同断時 寺遣ス	巳年小入用帳
文政4 (1821)	7月 "	120文 金1分	雨乞ニ付さかな代 雨請御礼四度ニ付ろうそく代遣ス	山方入用帳
文政6 (1823)	6月11日 " " " " 6月12日 6月12日 6月22日 7月	500文 500文 100文 米4升5合 200文 320文 128文	先之分 雨請御礼宮太夫遣ス 後之分 同断 宮太夫遣ス 山神 同断 寺江遣ス 熊の雨乞入用 同断 雨請入用 雨乞礼入用	未年小入用帳
文政7 (1824)	6月12日 6月15日	米4升 金2分	熊野雨乞かけ 引船弁当 神事ろうそく代 若者遣ス	山方入用帳
文政9 (1826)	6月28日 7月23日 7月24日	160文 金2朱 200文	雨請追願 酒肴代 雨請御礼若イ衆ろうそく代遣ス 雨請御礼 酒さかな代	山方入用帳
文政9 (1826)	11月28日 6月7日 " " 7月5日 " " 7月23日 " " 8月18日 8月24日 " " 8月29日 " "	100文 500文 100文 1貫文 100文 500文 100文 200文 412文 200文 500文 100文	多度社家廻る 村宮太夫雨ごへ御礼 同寺 同断 御礼 当村宮太夫雨乞両度分御礼遣ス 村宝珠庵 右同断御燈明せん 当村宮太夫雨乞御礼遣ス 同寺 右同断遣ス 大野松栄寺雨乞中いさみ御初尾遣ス 同断 雨乞御礼入用寺参 同断 御初尾持参 村宮太夫雨乞御礼 村寺 御燈明せん	戌年小入用帳
文政10 (1827)	12月16日 " "	100文 50文	多度一目連社家廻り 同断 御建替寄進	亥年小入用帳
文政10 (1827)	7月12日	150文	雨乞御礼 さかな入用	山方入用帳